

木津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施にあたり、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」をもとに、市町村が条例を定め、その基準に適合する事業者に対して認可を行う必要があることから、「木津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定します。

1 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の概要

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる新たな通園給付制度として、「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」が創設され、令和8年度から全国で本格実施されることとなりました。

【対象児童】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】

事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園等

【実施方法】

- ・余裕活用型…保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、定員の範囲内で受け入れ
- ・一般型（在園児合同又は専用室独立）
 - …保育所等の定員とは別に定員を設定
 - ※各実施事業者が実情に合った実施方法を選択の上、認可申請し、市が認可を行う。

【利用方法・利用料金等】

現在、国で所要法令・基準等の整備を行っており、令和8年度からの制度移行後に向け、本年度中に本市も関係条例等の整備制定を行うこととしている。

2 条例案の主な構成

- ①乳児等通園支援事業者の一般原則、職員の一般条件等
- ②乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員の基準
 - ・一般型乳児等通園支援事業
 - ・余裕活用型乳児等通園支援事業

3 今後の予定

令和 7 年 9 月	「木津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案) 議案提出
条例案公布後	「(仮称) 木津川市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則」「(仮称) 木津川市乳児等通園支援事業実施要綱」 等整備
令和 8 年 1 月	民間園認可手続き開始
令和 8 年 3 月	「(仮称) 木津川市乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」(案) [確認基準] 議案提出 事業実施 (給付費) に係る予算計上

4 子ども・子育て会議での意見聴取について

【事業実施に係る認可手続き】

⇒乳児等通園支援事業に係る認可申請があった場合、子ども・子育て会議で意見聴取を行う。